

令和4年度塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業

「しおじり元気応援券」の取扱要項について

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

- 1 発行総額 780,000,000円 (販売総額:600,000,000円)
- 2 プレミアム率 30% プレミアム分の事業所負担はございません。
- 3 商品券有効期間 令和4年7月2日(土) ~ 令和4年12月31日(土)
※有効期間が変更となりました
- 4 商品券販売日 令和4年7月2日(土) ~ 令和4年7月8日(金)
- 5 発行内容 今回はWEB・専用はがきによる事前申込による引換方式となります。
申込期間:5月18日(水) ~ 6月15日(水)
 - ・販売セット数 60,000セット
 - ・商品券1セット13,000円(購入金額10,000円)
 - ・額面1,000円券6枚、500円券14枚を1セットとして販売。《内訳》
 - ア 塩尻市内で営業する中小事業所だけで利用できる**地域応援券**
7,000円分(500円券×14枚)
 - イ 取扱店舗すべてで利用できる**共通券**
6,000円分(1,000円券×6枚)※塩尻市内に本店・本社を有しない事業所では共通券のみの利用となります。
- 6 実施場所 塩尻市内
- 7 取扱店の参加資格
 - (1) 商品券を取り扱う事業者は、塩尻市内で営業する商店等(以下取扱店)で、この事業の取扱事業所登録申請のあった事業所とする。ただし、塩尻市に本社・本店を有しない事業所に関しては、共通券のみの取扱になるので、申込時、取扱事業所登録申請書に本社・本店所在地を必ず記入し、申請を行う。
 - (2) 長野県が推奨する、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「信州の安心なお店応援キャンペーン事業」登録への取り組みにご協力をお願いするものとする。
 - (3) 次のアからウに該当する事業所は除く。
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業所
 - イ 下記〔8 商品券の利用対象にならないもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業所
 - ウ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団)又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者所

8 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (5) たばこ

9 取扱店禁止事項

- (1) 商品券のコピー等偽造すること。
- (2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること。
- (3) 取扱店が自ら購入した商品券を、自店等の売上げとしてそのまま換金すること。
- (4) 取扱店は、消費者が使用した商品券を、再び使用してはならない。
- (5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと。
- (6) 取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができなくなるものとする。

10 商品券の取扱い・取扱注意事項等

取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店はポスター及び取扱店ステッカーを店頭が目立つ場所に表示する。
- (2) 取扱店は商品券利用者に対し、券面記載相当額の物品の販売及びサービス等の提供を行う。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、隅切りすること。
- (4) 商品券の換金額は、額面どおりとし取扱店の負担金はない。
- (5) 商品券の支払いに対し、釣銭は返さないものとする。
- (6) 商品購入に使用される商品券が、明らかに偽造商品券であることを発見した場合は、受取りを拒否する。また、すでに受取った商品券が偽造商品券の場合は、取扱店の負担とする。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とする。
- (8) 取扱店は、取扱事業所登録申請書にて予め金融機関の口座を登録しておくこと。
- (9) 商品券有効期間中の脱退は認めない。
- (10) お客様とのトラブルに関して、塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会は一切関与いたしませんので各取扱店にて適切な対応すること。

11 登録及び申込み

- (1) しおじり元気応援券の取扱店としての登録は、〔7 取扱店の参加資格〕の資格要件に該当するかをご確認のうえ、別紙取扱事業所登録申請書に必要事項をご記入いただき、令和4年4月22日（金）までにお申し込みください。
- (2) 市内に複数店舗を営業する事業所は、店舗ごとに登録をする。
- (3) 取扱店として登録された事業所は一覧表で掲載し、周知する。
- (4) 申込みは募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承知した場合は、この限りではない。

4月22日（金）〆切までの申請により6月1日号広報しおじりに案内チラシが折込になります。4月23日（土）～5月31日（火）までの申請により購入引換券同封を予定しております。

す。6月1日（水）以降の申請は特設サイトのみでの掲載になります。

※取扱事業所登録申請書は塩尻商工会議所のホームページからもダウンロードできます。

1 2 換金手続き

- (1) 取扱店は、塩尻商工会議所が指定した場所・日時に取扱店登録証・換金依頼書・使用済商品券を持参して換金手続きをする。
- (2) 隅切りした使用済商品券と必要事項を記入した換金依頼書とともに提出する。
- (3) 商品券の換金額は、額面どおりとする。
- (4) 塩尻市内に本社・本店を有しない事業所が地域応援券を持ち込んだ場合は、換金対象としない。
- (5) 換金期間は、令和4年7月14日（木）から令和5年2月8日（水）
- (6) 換金場所及び日時
 - ア 塩尻商工会議所 えんぱーく3F305
毎週月曜日・木曜日の午前10時から午後3時まで
 - イ 北部交流センター えんてらす
毎週火曜日・金曜日の午前10時から午後3時まで
 - ウ 塩尻商工会議所 檜川支所
毎週水曜日の午前10時から午後3時まで
※ただし、土日祝日及び年末年始は換金業務を休みとする。
※施設の完全閉鎖などにより換金会場が変更となる場合があります。
- (7) 支払方法
 - ア 口座振込とする。
 - イ 取扱店への振り込みは、換金手続きが毎週火曜日までに行われたものはその週の金曜日、毎週金曜日までに行われたものは翌週の水曜日に、取扱店指定の金融機関に振り込まれる。
 - ウ 振込日が祝日の場合は、その翌日に振り込まれる。
- (8) 換金手数料 取扱店の負担は無しとする。